

第3章 基本的考え方

1 計画の基本理念

本計画の策定に当たっては、野田市総合計画の基本方針に掲げる「人権尊重・男女共同参画社会の推進」を実現するため、現行計画の基本理念を継承し、様々な施策に取り組みます。

【基本理念】

「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、5つの目標を掲げて施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

人権の尊重と男女平等についての理解を深めるための啓発や、子どもの頃からの教育を始め、学校、家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野において、教育・学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

女性（異性）への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図るとともに、DV被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加えて、相談、保護から自立まで一貫した、きめ細かい支援等を行います。

また、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体化した支援を推進します。

基本目標Ⅲ 男女が共に社会のあらゆる分野に参画する機会の拡充

男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現を目指します。また、あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、市が率先して取り組みます。

市においても、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、指導的立場の女性が増えるよう、民間企業や地域等への働きかけを積極的に行います。

基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図ります。また、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、安心して子育てに取り組める環境づくり等に取り組みます。

基本目標Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

生涯を通じた女性の健康維持・増進のため、妊娠・出産期、高齢期等ライフステージに応じた情報提供や支援を行うなど、生涯を通じた健康づくりに向けて、様々な取組を推進します。

また、高齢者が、その意欲や能力を生かして生きがいを持って生活できるよう、社会参画の促進のための支援を充実するとともに、障がいのある人や外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

男女が共に介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービスや相談事業等の充実に取り組みます。

3 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目

男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に各種施策を推進するとともに、特に重要性や緊急性等の高い事項については、重点的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、第4次計画では、5つの基本目標のもと、各種施策を推進する中で、社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき3つの重点項目を設置します。

《重点項目》

- 1 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 2 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進

重点項目 1 様々な活動の場における男女共同参画の推進

あらゆる分野において、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

特に市の政策や方針決定過程において、女性の参画が推進されることにより、バランスのとれた質の高い行政サービスの提供が可能となります。

あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて取り組みます。

◆対応する具体的施策の番号	77、78、79、84、85
---------------	----------------

重点項目 2 女性（異性）へのあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

女性（異性）への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図るとともに、DV被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加えて、相談、保護から自立まで一貫した、きめ細かい支援等を行います。

また、児童虐待事件の再発防止策を包含した取組を推進します。

◆対応する具体的施策の番号	3、10～15、33、37～41、42～53、54～65、66～67、68～70、71～76
---------------	--

重点項目 3 ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進

男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図ります。

また、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、安心して子育てに取り組める環境づくり等に取り組みます。

◆対応する具体的施策の番号	32、34、89、92、94、97、98、100、104、105、111～113、115、116、129～131、132、133、136、137
---------------	--

4 計画策定に当たっての考え方

計画策定に当たって、これまでの進捗状況について評価と検証を行うとともに、関係法令や市の関係計画等との整合性を図りつつ、男女共同参画を取り巻く環境の変化等を勘案し、特に重要な視点として、次の3つの視点により、総合的に策定します。

《計画策定に当たっての重要な視点》

- (1) 女性の社会参加の推進
- (2) 女性（異性）へのあらゆる暴力の根絶
- (3) 子ども・子育て支援の充実

視点（1）女性の社会参加の推進

① あらゆる分野への女性の参画拡大

男女共同参画社会の形成のためには、男女が、働く場、地域等社会のあらゆる分野の意思決定過程に対等に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことが必要です。

国は、政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、国が定める「2020年30%の目標」達成については、ハードルが非常に高いとの観測も流れています。

こうした状況の下、国は、女性の活躍推進を強力に打ち出しており、それに伴い、役員や管理職に女性を登用したり、女性の管理職比率等について目標数値を示したりする企業が増えています。女性登用について、数値目標を掲げることは、男性の経営層・管理職層の意識改革に大きな意味を持つと考えられます。

本市においても、審議会等への女性委員の登用を始めとして、女性の社会参加に向けた取組を進めています。男女共同参画の視点からの防災の取組として、市防災会議における女性委員の割合を高めるため、公募委員を女性に限定したほか、関係団体の代表として女性を推薦するよう依頼するなど、社会の流れや市民ニーズ等に的確に対応した取組も適宜行っていますが、いまだ十分とは言えない状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会の実現に向けて、国の動向等に的確に対応しつつ、あらゆる分野において指導的な地位に就く女性が増えるよう、取り組む必要があります。

※P.15のグラフ参照

② 女性の活躍による社会経済の活性化

女性の年齢階級別労働力等について、昭和50（1975）年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて緩やかになっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

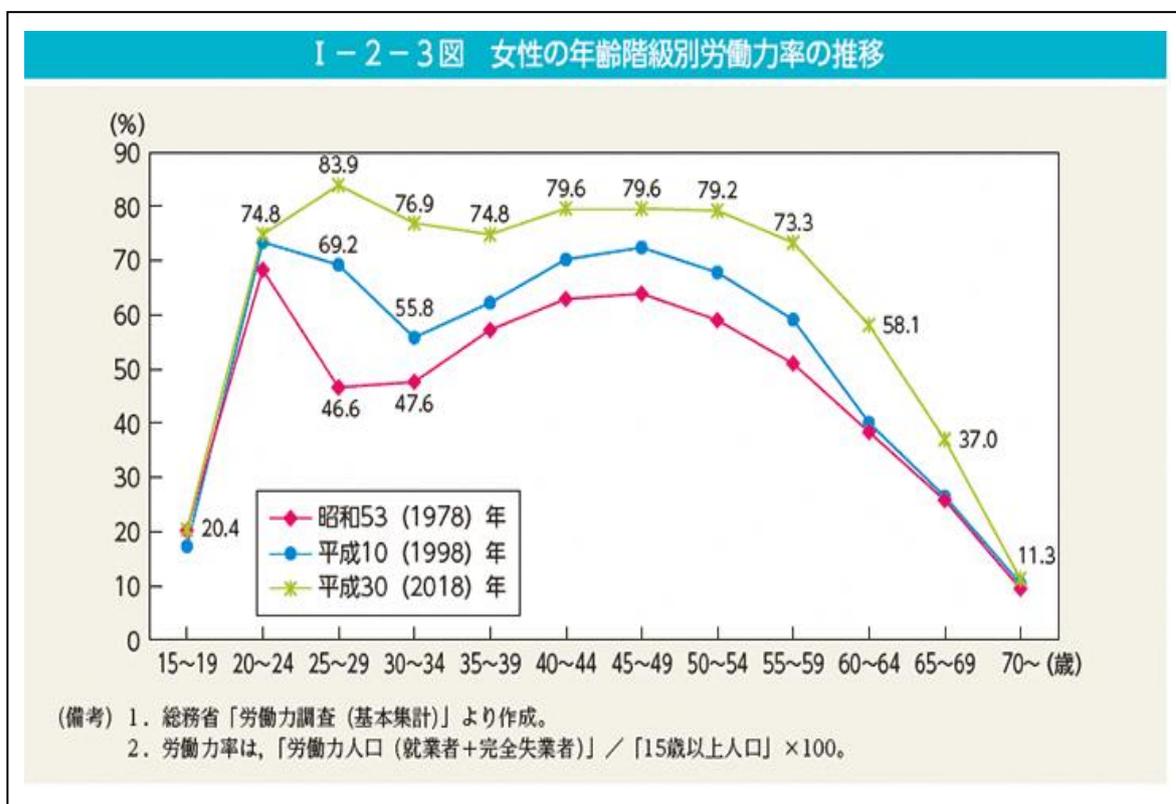
また、近年、既婚女性の就業率は上昇していますが、30歳前後の女性では、就業継続の難しい非正規雇用者が増えているため、依然として出産後

の離職者は多いとされています。

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、日本の強い経済を取り戻すためには、女性の活躍推進が不可欠です。

そのためには、企業や事業者等に対して、女性管理職に対する積極的な改善措置（ポジティブ・アクション）等の女性活躍の推進について働きかけを行うとともに、経営面等における多様な人材の活用（ダイバーシティ（多様性））の促進を図る取組が必要です。

あわせて、女性の就職・継続就業の支援、育児や介護等を理由として離職した女性の再就職の支援等、女性の就業を支援し、女性の雇用拡大に資する環境整備等の取組を推進するなど、多方面からきめ細かな対策を講じることが必要です。



※内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用

視点 (2) 女性 (異性) に対するあらゆる暴力の根絶

内閣府が平成 29 (2017) 年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者等から暴力を受けたことがあると回答した割合は、女性は 31.3%、男性は 19.9% となっており、3 割の女性が 1 度でも暴力を受けたことがあると回答している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る機能として設置され

る配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しています。平成 30 (2018) 年 3 月現在、全国 283 か所 (うち市区町村が設置する施設は 110 か所) が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っているとして、平成 28 (2016) 年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は 10 万 6,367 件で、毎年度増加しているとしています。

市の配偶者暴力相談支援センターにおける DV 相談件数も増加傾向を示しています。

また、「DV 防止法」は、3 回目の改正が行われ、平成 26 (2014) 年 1 月 3 日に施行されました。これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。配偶者の範囲が、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含められることとなり、保護対象が拡大されたことから、DV 相談件数も増加することが予想されます。

女性 (異性) に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中でも最も基本的なものの一つです。

近年、若年層の男女間における暴力 (交際相手からの暴力) の問題が注目されています。内閣府が平成 29 (2017) 年にまとめた上記の調査で、交際相手から被害経験を性別で見ると、10~20 代の頃の経験として、女性は 37.6%、男性は 15.9% が被害にあったと回答をしており、配偶者等からの暴力を同程度の割合となっています。

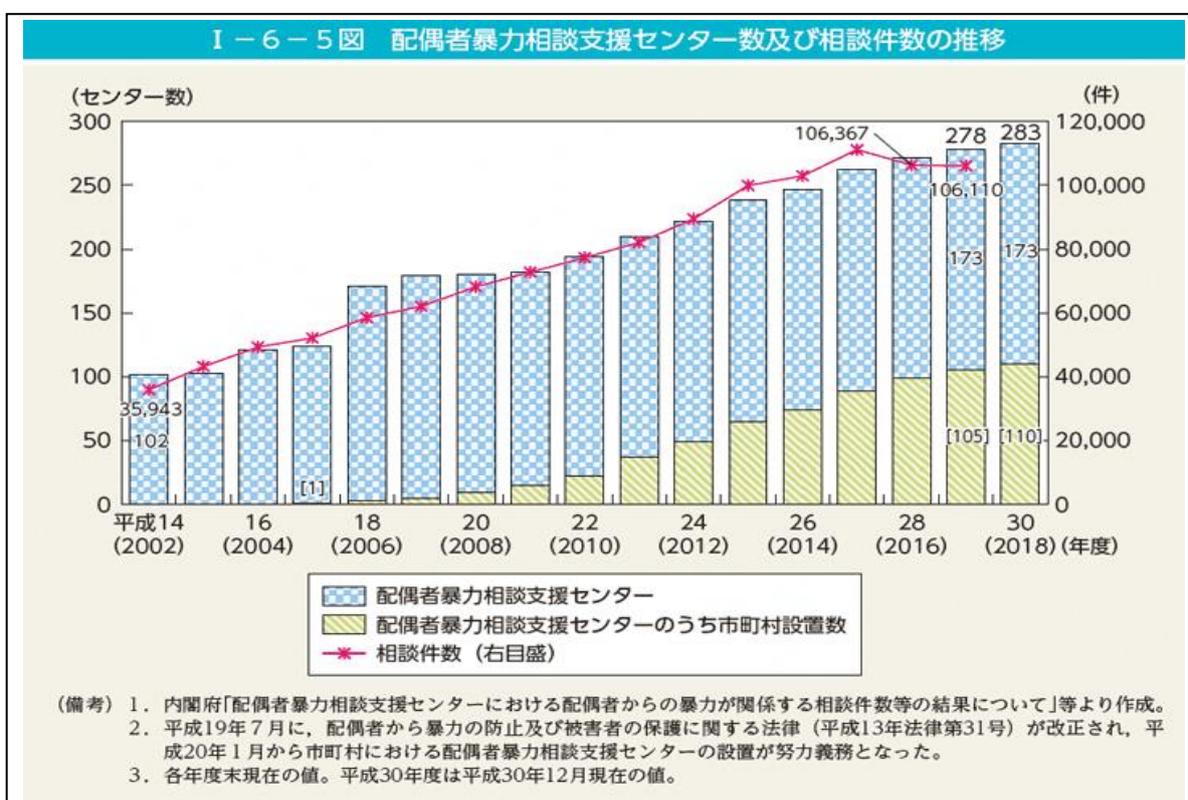
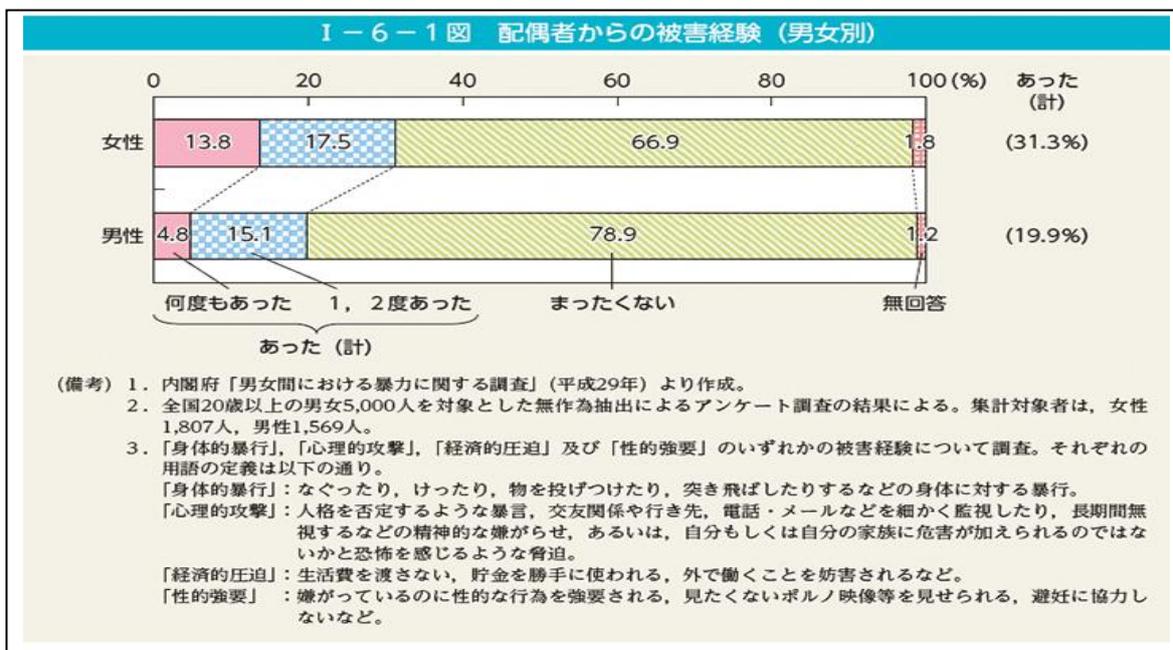
女性 (異性) に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、暴力の発生を未然に防ぐため、引き続き、学校における人権教育及びデート DV 講演会の推進や、家庭、職場、地域での人権啓発活動に取り組む必要があります。

また、市では、平成 14 (2002) 年に「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定するとともに、公設民営のシェルター (緊急一時保護施設) を設置し、平成 20 (2008) 年には、「第 2 次野田市 DV 大綱」を策定するとともに、男女共同参画課に配偶者暴力相談支援センターを位置付けました。

このことから、避難してきた DV 被害者と同伴者の安全確保を最優先に考えて的確な対応を図るとともに、各関係部局及び関係機関等と連携し、相談から保護、自立まで一貫した、かつきめ細かい支援の充実が求められます。また、DV 被害者を支援する際には、情報管理の徹底に努める必要があります。

さらに、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体化した支援が求められています。

また、改正「男女雇用機会均等法」が平成29(2018)年6月に公布され、令和2(2020)年4月に施行されることを踏まえ、雇用の分野におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに対する関心が高まる中、同法の一層の理解促進が求められています。



※内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用

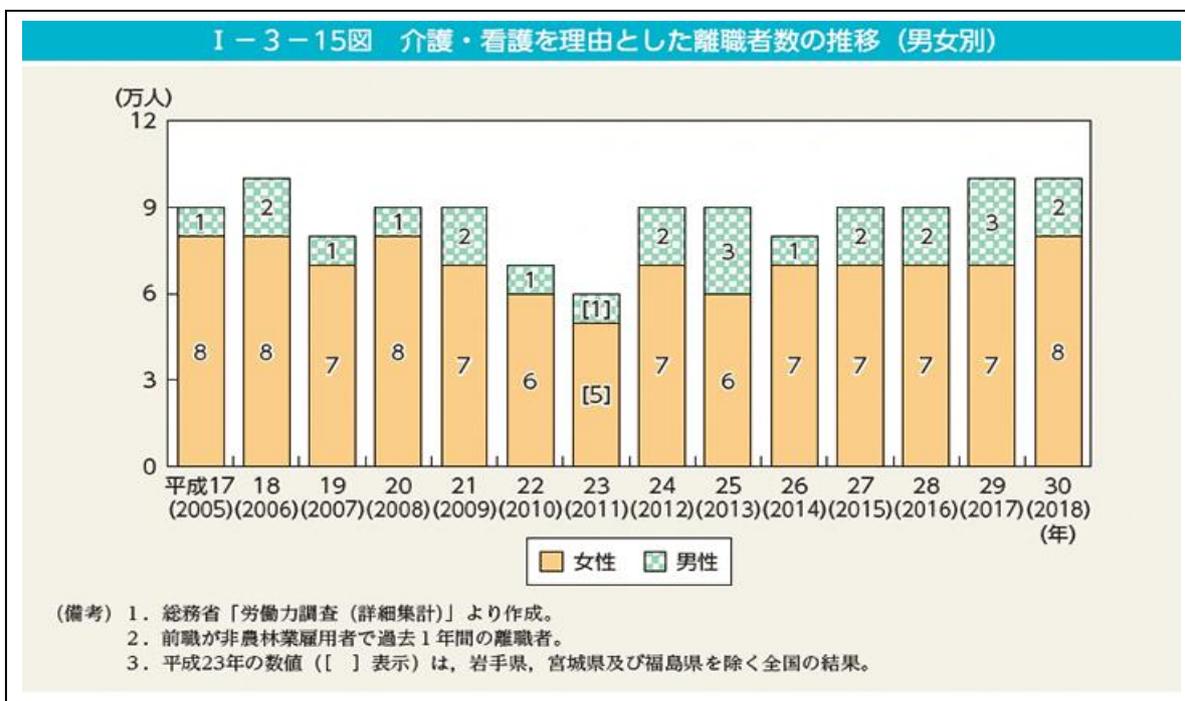
視点（３）子ども・子育て支援の充実

男性同様に働く女性が増える一方、依然として、家事・育児は女性に依存しているという状況がうかがわれる中、仕事と家庭の両立を実現する支援の取組は、少子化の解消にもつながります。

女性があらゆる分野で活躍していくためには、多様なライフスタイルに応じた子育てや介護等に係るサービスを始めとした、子ども・子育て環境の整備、充実が求められています。国は、平成 29（2017）年度末までに確保するとした 50 万人分の保育の受皿を達成しましたが、女性就業率 80% に対応するために、令和 2（2020）年度末までに約 32 万人分の受け皿を整備し、待機児童の解消に全力で取り組むとしています。

市では、これまでも延長保育の充実、保育所の施設整備の推進、一時保育の拡充及び学童保育所の受入れ体制の整備等、子育て支援策の整備、充実や、ひとり親家庭への支援の充実等に取り組んでいます。

少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められる中、平成 27（2015）年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境を実現し、男女ともに働きやすく生きやすい社会づくり等に取り組む必要があります。



※内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用

I-3-14図 保育所等待機児童数と保育所等定員及び放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移



- (備考) 1. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成26年までは厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、平成27年以降は「保育所等関連状況取りまとめ」より作成。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」より作成。
2. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、各年4月1日現在。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、各年5月1日現在。
3. 平成27年以降の保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業（うち2号・3号認定）を含む。
4. 保育所等定員は、平成27～29年は保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の認可定員並びに幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の利用定員。平成30年は保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員。
5. 平成27年以降の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学4～6年生にも拡大をしたため、当該人数も含まれている。
6. 東日本大震災の影響により、平成23年値は、保育所等待機児童数は岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町を除く。また、同年の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、岩手県宮古市・久慈市・陸前高田市・大槌町、福島県広野町、檜栗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村を除く。

※内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」引用